公益社団法人新宮町シルバー人材センター 共同作業班設置規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人新宮町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員就業規程第８条第２項の規定に基づき、会員が就業する共同作業について、会員相互の連携を図り安全かつ円滑に作業を遂行することを目的とする。

（組　織）

第２条　共同作業班は、会員が複数で同一作業を行う場合や同一発注者の業務を継続して行う場合で、理事長が必要と認めた場合に編成する。

（リーダー及びサブリーダーの決定）

第３条　就業会員は、その中からリーダー及びサブリーダーを互選し理事長が委嘱する。

２　理事長が必要と認めた場合は、サブリーダーを複数人置くことができる。

（リーダー及びサブリーダーの任期）

第４条　リーダー及びサブリーダーの任期は、１年とする。ただし再任を妨げない。

２　リーダー及びサブリーダーに欠員が生じた場合は、補選しその任期は前任者の残任期間とする。

（リーダー及びサブリーダーの任務）

第５条　リーダー及びサブリーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力する。

（報　酬）

第６条　リーダー及びサブリーダーに次表の謝金を支払う。

２　委嘱期間中の謝金（月額）は年度当初の就業会員数によるものとする。

３　第３条第２項に定めるサブリーダーの謝金（月額）は、第１項及び第２項に定める額とする。

（月額）

会員数	ﾘｰﾀﾞｰ	ｻﾌﾞﾘｰﾀﾞｰ	備考
３名～４名	1,000円	―	１名
５名～７名	2,000円	―	１名
８名～12名	3,000円	1,500円	各１名
13名～24名	4,000円	2,000円	各１名
25名以上	5,000円	2,500円	各１名

（補　則）

第７条　この規程に定めのない事項で共同作業班毎に具体的な取り決めが必要な事項がある場合は、当該班毎に独自に作成する。

附　則

この規程は平成30年３月20日から施行し、平成30年４月１日より適用する。

附　則

この規程は令和７年４月１日より施行する。

附　則

この規程は令和７年12月１日より施行する。